

会員通知 第133号  
平成24年11月16日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 小池善明

**「日々公表銘柄の指定等に関するガイドライン」の見直し及び  
「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」の制定について**

本所は、今般、信用取引に係る委託保証金の取扱いについて、その計算の基準となる時点を受渡日から約定日に変更できることとする見直し等が行われることにあわせて、「日々公表銘柄の指定等に関するガイドライン」を見直すとともに、「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」を制定し、平成25年1月1日から実施することとしますので、お知らせいたします。

今回の主な改正点は以下のとおりです。

**I. 「日々公表銘柄の指定等に関するガイドライン」の見直し**

各実施基準の数値を見直すとともに、新たに「売買回転率基準」の項目を新設し、1営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が40%以上であり、かつ、当該営業日の売買高が上場株式数以上であり信用新規売付比率が30%以上（又は信用新規買付比率が60%以上）のいずれかに該当する場合についても、日々公表の措置又は委託保証金の率の引上げ等の措置を実施するものとします。詳細につきましては別添の「日々公表銘柄の指定等に関するガイドライン」の一部改正新旧対照表をご参照ください。

**II. 「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」の制定**

「日々公表銘柄」の指定措置の上位の規制措置として信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等がありますが、今回その実施及び解除の基準を明確化し、「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」として新たに制定し、公表することとします。

日々公表銘柄に指定した銘柄のうち、残高基準、信用取引売買比率基準、売買回転率基準、特例基準のいずれかに該当した銘柄については、信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率の引上げ等の措置を実施することとします。詳細につきましては別添の「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」をご参照ください。

以上

「日々公表銘柄の指定等に関するガイドライン」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 日々公表銘柄の指定に関するガイドラインの一部改正新旧対照表……………	1
2. 信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン……………	6

日々公表銘柄の指定等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>「日々公表銘柄」の指定等に関するガイドライン</p> <p>証券会員制法人札幌証券取引所（以下「本所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の過度の利用を未然に防止するため、以下のとおり「日々公表銘柄」の指定等に関してガイドラインを設け、指定基準に該当した銘柄について「日々公表銘柄」に指定し、信用取引残高を日々公表する。</p> <p>I. 指定基準</p> <p><u>次に掲げる1.～4.の基準のいずれかに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」に指定する。</u></p> <p>1. 残高基準</p> <p><u>次のいずれかに該当する場合</u> (削る)</p> <p><u>イ. 売残高の対上場株式数比率が10%以上で、かつ、売残高の対買残高比率が60%以上である場合</u></p> <p><u>ロ. 買残高の対上場株式数比率が20%以上である場合</u> (削る)</p> <p>2. <u>信用取引売買比率基準</u></p> <p><u>3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当す</u></p>	<p>日々公表銘柄の指定等に関するガイドライン</p> <p>証券会員制法人札幌証券取引所（以下「本所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の過度の利用を未然に防止するため、下記のとおり「日々公表銘柄」の指定等に関してガイドラインを設け、指定基準に該当した銘柄について「日々公表銘柄」に指定し、信用取引残高を日々公表する。</p> <p>I. 指定基準 (新設)</p> <p>1. 残高基準 (新設)</p> <p><u>イ. 売残高の対買残高比率が60%以上で、かつ、売残高の対上場株式数比率が8%以上又は買残高の対上場株式数比率が16%以上である場合</u></p> <p><u>ロ. 売残高の対上場株式数比率が10%以上である場合</u></p> <p><u>ハ. 買残高の対上場株式数比率が20%以上である場合</u></p> <p><u>ニ. 売残高が10,000売買単位以上又は買残高が30,000売買単位以上で、かつ、3営業日連続して株価が100円未満である場合</u></p> <p>2. <u>株価基準</u></p> <p><u>直近5営業日中3営業日の株価について、各営業日時点における25日移動平均株価との乖離率が30%以上あり、かつ、次のいずれかに</u></p>

新	旧
<p>る場合（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）</p> <p>イ. <u>3営業日連続して信用取引の新規売付比率が20%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）</u></p> <p>ロ. <u>3営業日連続して信用取引の新規買付比率が40%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）</u></p>	<p><u>適合する場合</u></p> <p>イ. <u>売残高の対上場株式数比率が8%以上又は買残高の対上場株式数比率が16%以上である場合</u></p> <p>ロ. <u>売残高が10,000売買単位以上又は買残高が30,000売買単位以上である場合</u></p>
<p>3. <u>売買回転率基準</u></p> <p>1 <u>営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が40%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</u></p> <p>イ. <u>当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）</u></p> <p>ロ. <u>当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）</u></p>	<p>3. <u>売買高基準</u></p> <p><u>直近5営業日中3営業日の売買高（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）が各営業日時点における25日移動平均売買高の3倍以上であり、かつ、次のいずれかに適合する場合</u></p> <p>イ. <u>売残高の対上場株式数比率が8%以上又は買残高の対上場株式数比率が16%以上である場合</u></p> <p>ロ. <u>売残高が10,000売買単位以上又は買残高が30,000売買単位以上ある場合</u></p>
<p>4. <u>特例基準</u></p> <p>1. ~3. の基準のいずれにも該当しない場合において、本所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合</p> <p>（注1）売残高については、株式分割の場合等において行われるつなぎ売りによる一時的な増加分であると推定した数量を控除して基準への該当状況を判断することができる。</p>	<p>4. <u>特例基準</u></p> <p>1. ~3. の基準のいずれにも該当しない場合において、本所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合</p> <p>（注1）売残高においては、株式分割の場合等において行われるつなぎ売りによる一時的な増加分であると推定した数量を控除して基準への該当状況を判断することができる。</p>

新	旧
(注2) 1. については、当該基準に該当した場合であっても、本所が残高の推移を注視する必要があると判断した場合には、翌営業日における当該基準への該当を確認した後に指定することができる。	(注2) 1. <u>イ～ハ</u> については、当該基準に該当した場合であっても、本所が残高の推移を注視する必要があると判断した場合には、翌営業日における当該基準への該当を確認した後に指定することができる。
(注3) <u>1.</u> については、当該基準に該当しない場合であっても、本所が信用取引の利用状況から翌営業日に当該基準の水準を大幅に上回る <u>こと</u> が見込まれると判断した場合には、当該基準を適用することができる。	(注3) <u>売残高、買残高若しくは売買高に係る売買単位数又は株価については、投資単位を引き下げるために1単元の株式の数の変更等を行っている場合</u> で本所が必要と認めたときには、それによる影響を考慮して判断することができる。
(削る)	(注4) 1. <u>ニ</u> については、 <u>売買単位が1,000株以外の銘柄においては、株価×1売買単位の株式数/1,000を株価とみなす。</u>
(削る)	(注5) 1. <u>ニ</u> については、 <u>上場時より1投資単位の金額が10万円未満である銘柄については適用しないことができる。</u>
<p>II. 解除基準</p> <p>次に掲げる1. <u>及び2.</u> の基準のすべてに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」の指定を解除する。</p> <p>1. 残高基準</p> <p>次のイ. <u>及びロ.</u> のすべてに該当した場合</p> <p>イ. <u>5</u>営業日連続して売残高の対上場株式数比率が<u>8</u>%未満である場合</p> <p>ロ. <u>5</u>営業日連続して買残高の対上場株式数比率が<u>16</u>%未満である場合</p> <p>(削る)</p> <p>2. 株価基準</p> <p><u>5</u>営業日連続して各営業日の株価と各営業日</p>	<p>II. 解除基準</p> <p>次に掲げる1. <u>～3.</u> の基準のすべてに該当した銘柄については、「日々公表銘柄」の指定を解除する。</p> <p>1. 残高基準</p> <p>次のイ. <u>からハ.</u> までのすべてに該当した場合</p> <p>イ. <u>10</u>営業日連続して売残高の対上場株式数比率が<u>7</u>%未満である場合</p> <p>ロ. <u>10</u>営業日連続して買残高の対上場株式数比率が<u>14</u>%未満である場合</p> <p>ハ. <u>10</u>営業日連続して売残高が<u>7,000</u> <u>売買単位未満かつ買残高が21,000</u> <u>売買単位未満である場合、又は、10営業日連続して株価が150円以上である場合</u></p> <p>2. 株価基準</p> <p><u>10</u>営業日連続して各営業日の株価と各営業日</p>

新	旧
<p>時点における 25 日移動平均株価との乖離が 15%未満である場合</p> <p>(削る)</p>	<p>日時点における 25 日移動平均株価との乖離が 15%未満である場合</p> <p>3. 売買高基準</p> <p><u>10 営業日連続して各営業日の売買高が各営業日時点における 25 日移動平均売買高の 1.5 倍未満である場合</u></p>
<p>3. 特例基準</p> <p>1. <u>及び 2. の基準のすべてに該当している</u> 場合であっても、本所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した期間は、指定を解除しないことができる。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>4. 特例基準</p> <p>1. <u>～ 3. の基準にすべて該当している場合</u> であっても、本所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した期間は、指定を解除しないことができる。</p> <p>(注 1) <u>売残高若しくは買残高に係る売買単位数又は株価については、投資単位を引き下げるために 1 単元の株式の数の変更を行っている場合で本所が必要と認めた場合には、それによる影響を考慮して判断することができる。</u></p> <p>(注 2) 1. <u>ハについては、売買単位が 1,000 株以外の銘柄においては、株価×1 売買単位の株式の数/1,000 を株価とみなす。</u></p> <p>(注 3) 1. <u>ハについては、上場時より 1 投資単位の金額が 10 万円未満である銘柄については適用しないことができる。</u></p>
<p>Ⅲ. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。</li> </ul> <p>(削る)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「株価」は、直近の最終価格（<u>最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段</u>）とする。</li> <li>「売買高」は、売買立会による売買高とする。</li> <li>「25 日移動平均株価」とは、<u>基準とする営業日を最終日とする連続した 25 営業日の株価の</u> 平均値（小数点以下第二位を四捨五入）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修</li> </ul>	<p>Ⅲ. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。</li> <li>「投資単位」とは、<u>株価に売買単位を乗じて得た金額をいう。</u></li> <li>「株価」は、直近の最終価格（<u>気配表示が行われているときは、当該気配表示値段</u>）とする。</li> <li>「売買高」は、売買立会による売買高とする。</li> <li>「<u>各営業日時点における 25 日移動平均株価</u>」とは、<u>当該営業日を最終日とする連続した 25 営業日の</u> 株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入）をいう。ただし、株式分割等が行われ</li> </ul>

新	旧
<p>正を行うものとする。</p>	<p>た場合は、適宜修正を行うものとする。</p>
<p>・ <u>25日移動平均株価との乖離に係る指定基準に該当した場合における解除基準に係る株価基準の適用について、次に該当する日ときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(1) 日々公表銘柄の指定時における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満である日</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(2) 日々公表銘柄の指定時における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過している日</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>・ <u>「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量の売買立会における売買高に対する比率をいう。なお、いずれも会員証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に会員証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(削る)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(平成25年1月1日実施)</p>	<p>・ <u>「各営業日時点における25日移動平均売買高」とは、当該営業日を最終日とする連続した25営業日の売買高の平均値(小数点以下第二位を四捨五入)をいう。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(平成14年2月20日実施)</p>

## 信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン

証券会員制法人 札幌証券取引所（以下「本所」という。）は、個別銘柄に係る信用取引の利用が過度であると認める場合には、以下のガイドラインに基づき、当該銘柄の信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等を実施する。

### I. 実施基準

#### 1. 第一次措置の実施基準

日々公表銘柄に指定した銘柄のうち、次に掲げる（１）～（４）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率の引上げ等の措置を実施する。

##### （１）残高基準

次のいずれかに該当する場合

イ. 売残高の対上場株式数比率が15%以上で、かつ、売残高の対買残高比率が70%以上である場合

ロ. 買残高の対上場株式数比率が30%以上で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）である場合

##### （２）信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）

イ. 3営業日連続して信用取引の新規売付比率が20%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）

ロ. 3営業日連続して信用取引の新規買付比率が40%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

##### （３）売買回転率基準

1営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が40%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）

ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

##### （４）特例基準

（１）～（３）の基準のいずれにも該当しない場合において、本所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

#### 2. 第二次措置の実施基準

第一次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる（１）～（４）の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付け

に係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。

(1) 残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高が第一次措置を実施した日における売残高と比べて30%以上増加している場合で、かつ、売残高の対買残高比率が80%以上である場合
- ロ. 買残高が第一次措置を実施した日における買残高と比べて30%以上増加している場合で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）である場合

(2) 信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）

- イ. 3営業日連続して信用取引の新規売付比率が20%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）
- ロ. 3営業日連続して信用取引の新規買付比率が40%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

(3) 売買回転率基準

1営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が40%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）
- ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

(4) 特例基準

(1)～(3)の基準のいずれにも該当しない場合において、本所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

3. 第三次措置の実施基準

第二次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。

(1) 残高基準

次のいずれかに該当する場合

- イ. 売残高が第二次措置を実施した日における売残高と比べて30%以上増加している場合で、かつ、売残高の対買残高比率が90%以上である場合
- ロ. 買残高が第二次措置を実施した日における買残高と比べて30%以上増加している場合で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）である場合

(2) 信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が

30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）

イ. 3営業日連続して信用取引の新規売付比率が20%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）

ロ. 3営業日連続して信用取引の新規買付比率が40%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

(3) 売買回転率基準

1営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が40%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）

ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

(4) 特例基準

(1)～(3)の基準のいずれにも該当しない場合において、本所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

4. 第四次措置の実施基準

第三次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付け（会員証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。）を禁止する。

(1) 残高基準

次のいずれかに該当する場合

イ. 売残高が第三次措置を実施した日における売残高と比べて30%以上増加している場合で、かつ、売残高の対買残高比率が100%以上である場合

ロ. 買残高が第三次措置を実施した日における買残高と比べて30%以上増加している場合で、かつ、3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）である場合

(2) 信用取引売買比率基準

3営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が30%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合（各営業日の売買高が1,000売買単位以上である場合に限る。）

イ. 3営業日連続して信用取引の新規売付比率が20%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価未満である場合に限る。）

ロ. 3営業日連続して信用取引の新規買付比率が40%以上である場合（各営業日の株価が各営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

(3) 売買回転率基準

1営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が40%以上であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規売付比率が30%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株

価未満である場合に限る。)

ロ. 当該営業日の売買高が上場株式数以上であり、かつ、当該営業日の信用取引の新規買付比率が60%以上である場合（当該営業日の株価が当該営業日時点における25日移動平均株価を超過している場合に限る。）

#### (4) 特例基準

(1)～(3)の基準のいずれにも該当しない場合において、本所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した場合

(注1) 売残高については、株式分割の場合等において行われるつなぎ売りによる一時的な増加分であると推定した数量を控除して基準への該当状況を判断することができる。

(注2) 1.～4.の各(1)については、当該基準に該当した場合であっても、本所が残高の推移を注視する必要があると判断した場合には、翌営業日における当該基準への該当を確認した後に実施することができる。

(注3) 1.～4.の各(1)については、当該基準に該当しない場合であっても、本所が信用取引の利用状況から翌営業日に当該基準の水準を大幅に上回ることが見込まれると判断した場合には、当該基準を適用することができる。

## II. 委託保証金の率の引上げ等の措置の内容

委託保証金の率の引上げ等の措置は、第一次措置において以下の率を加えることとし、第二次措置以降は、直前の措置における引上げ後の率に以下の率を加えることとする。

委託保証金率：100分の20

うち現金担保分：100分の20

なお、本所が信用取引の利用状況、銘柄の特性及び市況全般との関連性等を踏まえて必要と判断した場合には、措置の内容を変更することができる。

## III. 解除基準

次に掲げる(1)及び(2)の基準のすべてに該当した銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の措置を解除する。

### (1) 残高基準

次のイ.及びロ.のすべてに該当する場合

イ. 5営業日連続して売残高の対上場株式数比率が12%未満である場合

ロ. 5営業日連続して買残高の対上場株式数比率が24%未満である場合

### (2) 株価基準

5営業日連続して各営業日の株価と各営業日時点における25日移動平均株価との乖離が15%未満である場合

### (3) 特例基準

(1)及び(2)の基準のすべてに該当している場合であっても、本所が信用取引の利用状況や銘柄の特性を考慮し必要と判断した期間は措置を解除しないことができる。

## IV. その他

・株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。

- ・「株価」は、直近の最終価格（最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段。）とする。
- ・「売買高」は、売買立会による売買高とする。
- ・「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値（小数点以下第二位を四捨五入）をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。
- ・25日移動平均株価との乖離に係る実施基準に該当した場合の解除基準における株価基準の適用について、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。
  - （1）委託保証金の率の引上げ措置の実施時における株価が25日移動平均株価を超過していた場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価未満であるとき
  - （2）委託保証金の率の引上げ措置の実施時における株価が25日移動平均株価未満であった場合において、各営業日の株価が25日移動平均株価を超過しているとき
- ・「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付の数量の売買立会における売買高に対する比率をいう。なお、いずれも会員証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に会員証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。
- ・上記Ⅰ．～Ⅲ．にかかわらず、信用取引の利用状況から本所が必要と判断した場合には、信用取引による売付け若しくは買付け（会員証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。）の制限又は禁止の措置を実施することができる。

以 上

（平成25年1月1日実施）